

〈資料〉

# 子ども，家族および 地域社会サービス法 1996年，2004年

—カナダ，B. C. 州— (続)

村 井 衡 平

## 第5章 継続的監護審理および命令

第49条 継続的監護審理および命令 (1) 1時的監護命令が終了するとすぐ，ディレクターは裁判所に継続的な監護命令を請求することができる。

(2) 申立を審理する少なくとも10日前に，継続的監護命令を審理する時間，日付および場所が下記のように送達されなければならない。

- (a) 12才以上であれば，子どもに，
- (b) 各親に，
- (c) 子どもがインディアン種族のメンバーとして登録されているか，登録される権利を有しているときは，1団の指定された代表者に，
- (d) 子どもがニスガの子どもではなく，かつ，インディアン族のメンバーとして登録されているか，または登録される権利を有していないが，しかし土着の子どもであり，
  - (i) 12才以上であれば，子ども，または
  - (ii) 子どもが12才未満であるときは，親によって確認された土着の共同体の指定された代表者に，
- (d・1) 第39条(4)のもとで当事者とされた人。

- (d・2) 第41条(1)(b)または第42条2(4)(c),
- (e) 第58条のもとで子どもの不動産の管理人に指名されたとき, 公共のための見人および受託者,
- (3) 第2項(b)より(d・2)に引用された人々が継続的な監護審理に出頭するとき, 彼等は
- (a) 審理において当事者となる権利を与えられ, かつ,
- (b) 第42条2, 第54条または第57条のもとで審理の通知をうける権利を有し, 彼らが審理に出頭するとき, その家族をすべて当事者とする。
- (4) 裁判所は
- (a) 子どもの親の同一性または居場所が, 苦心した捜査の結果, 発見されず, また発見されそうもないとか, または
- (b) 一方の親が子どもの監護を回復することができないか, 望んでいないとき, 裁判所は子どもがディレクターの継続的な監護におかれるべく命じることができる。
- (5) 裁判所は
- (a) 子どもを移動へと導いた事情は, 合理的な時間内に改善されるか, または
- (b) 親が子どものニーズに適応できることがありそうもないとき, 裁判所は子どもがディレクターによる継続的な監護におかれるよう命じることができる。
- (6) 第5項のもとで継続的な監護命令をするに先立って, 裁判所は
- (a) 親の世話の許にいるか, またはいた子どもに対する親の過去の行動
- (b) 世話のプラン, および
- (c) 子どもの最善の利益
- を考慮しなければならない。
- (7) 裁判所が継続的な監護命令をしないとき, 裁判所は

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

(a) 子どもが明らかに監護権を有している親の監護に返されるべきであるか、

(b) 子どもが6カ月にいたる特定の期間、親以外のディレクターまたはある人の1時的な監護に残されるか、

いずれかの命令をしなければならない。

(8) 裁判所が子どもは親の監護に返えされるか、または親以外の人の監護に残されるべきかを命じるとき、ディレクターは6カ月にいたる特定の期間、子どもの世話を監督すべく命じることができる。

(9) 第7条(b)のもとで1時的な監護の60日以前に、ディレクターは裁判所に継続的な監護命令を請求することができる。

(10) 第9項のもとでディレクターが請求するとき、裁判所は第6項の諸要因を考慮し、下記の命令のいずれかをしなければならない。

(a) 子どもはディレクターの継続的な監護のもとにおかれるべきか、

(b) 子どもは明らかに、監護権をもつ親に返えされるべきである。

**第50条 継続的な監護命令の効果** (1) 子どもをディレクターの継続的な監護のもとにおく旨の命令がなされるとき、

(a) ディレクターは子どもの唯一の監護者となり、子どもの養子縁組に同意することができる。

(b) 公的後見人および信託受託者は子どもの不動産の唯一の財産管理人となり、かつ

(c) 命令は財産の相続に関する子どもの権利に影響を及ぼさない。

(2) 子どもの養子縁組に対して、養子縁組法第13条(5)のもとでの同意の少なくとも30日前に、ディレクターは本法の第56条のもとで、縁組に同意する旨のディレクターの意見を、子どもにアクセスすることを許された人に通知しなければならない。

(3) 第1項(c)の規定は養子縁組法の作用に影響を及ぼさない。

(4) ディレクターは継続的な縁組命令のコピーを公的後見人および信託受託者に送付しなければならない。

**第51条 公的後見人および信託受託者の役割** 公的後見人または信託受託者が本法のもとで子どもの不動産の管理人であるとき、公的後見人および信託受託者は、“公的後見人および受託者法”の第7条によって与えられた義務および権能を含み、公的後見人および信託受託者に法律によって与えられた子どもの財産の運営および子どもの法律上の利益の保護に関する義務および権限を有している。

**第52条 公的後見人および信託受託者へ通知すべきディレクターの義務**

(1) 子どもが継続的な監護命令のもとでディレクターに監護されているとき、またはディレクターが他の法律により、子どもの身体の監護者であるとき、ディレクターは公的監護者および受託者に対し、

(a) 子どもの養子縁組、または

(b) 子どもの居所が B. C. 州外とされる

のに同意する旨を通知しなければならない。

(2) 第53条に従い、公的後見人および信託受託者は、子どもが B. C. 州に居住しているとしても、引続いて第1項に引用される財産の管理人となる。

**第53条 継続的な取引が終了するとき** (1) 継続的な監護命令は

(a) 子どもが19才に達したとき、

(b) 子どもが養子とされるとき、

(c) 子どもが婚姻するとき、

(d) 裁判所が継続的な監護命令を取り消すとき、または

(e) 子どもの監護が第54条1項のもとで他に移されるとき

に終了する。

(2) 継続的な監護命令が終了するとき、ディレクターは子どもの身体の監護者を終了し、公的監護者および信託受託者は、子どもの不動産の管理人であることを終了する。

**第54条 継続的な監護命令の取消** (1) 裁判所の許可を得て、継続的監護命令がなされた一方当事者は、裁判所に対し、裁判所が命令をする原

因をなした事情が非常に変化したことを理由に、全部の取消を請求することができる。

(2) 継続的監護命令の取消の申立に対する許可の審理の少なくとも10日前に、申立の通知が

- (a) 子どもが12才以上であれば、子ども、
- (b) 第49条(3)のもとで通知をうける権利を有する人、
- (c) 公的監護者または信託受託者、
- (d) ディレクター、
- (e) 継続的監護命令が与えられた手続の当事者

に送達されなければならない。

(3) 許可が与えられるとき、裁判所は継続的監護命令の取消の申立が適用される日を定めなければならない。

(4) 子どもの世話が永続すること、およびある人に子どもの関係が維持されることの重要性を考慮し、裁判所は継続的な監護命令を取り消すことができるが、それは

- (a) 裁判所が命令に重要な変更を加え、かつ
- (b) 命令を変更することは、子どもの最善の利益である

ことを満足したときに限られる。

**第54条 1 監護を親でない人に移転する** (1) ディレクターは裁判所に對し、継続的な監護命令のもとでディレクターに委ねられている子どもの監護を、子どもの親以外の人に永久に移すよう請求することができる。

(2) 申立を審理するために定められた期日の少なくとも10日間に、審理の通知が以下のように送達されなければならない。

- (a) 第1項のもとで、裁判所がその人に監護を移転すべく請求された人。
- (b) 子どもが12才以上であれば、子ども、
- (c) 子どもがインディアン種族のメンバーとして登録されているか、登録される権利を有しており、種族の指定された代表者であると

き、

- (d) 子どもがニイスガの子であり、ニイスガ、レイシムス政府の代表者に指定されている。
- (e) 子どもがニイスガの子どもではなく、インディアン種族のメンバーとして登録されていないが、しかし原住民の子どもであり、
  - (i) 12才以上であれば、子ども、
  - (ii) 子どもが12歳未満であれば、親によって同一視される原住民の自治体の指名された代表者、
  - (f) 公的監護者および信託受託者、
  - (g) 第50条(3)のもとでなされた命令のもとで、子どもへの面接をする各人、
- (3) 第4項の規定に従い、裁判所は子どもの監護をディレクターから子どもの親以外の人に永久に移すことができる。もし
  - (a) 第2項(a)(b)および(f)に引用された人が監護の移転に同意し、かつ、
  - (b) 裁判所が、それが子どもの最善の利益であると満足するとき。
- (4) 裁判所は第3項のもとで、第2項(a)および(b)に引用された人によって与えられた同意にたよることができる。もし裁判所が
  - (a) 各人は同意に署名する前に独立の弁護士の意見を聞いており、
  - (b) 同意の性質および結果を理解しており、かつ、
  - (c) 本条のもとで監護を移転する命令に独立で同意を与えた。と満足するとき。

**第54条2 第54条1のもとで監護を移転する命令がなされるとき**

- (a) 監護を移転した個人は、子どもの身体および不動産の監護者となり、かつ、
  - (b) 命令は財産の相続に関する子どもの権利に影響を及ぼさない。
- (2) 第54条1のもとでなされた監護命令は、
- (a) 本法のもとで強制力はなく、かつ、

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

- (b) 本法のもとで確認され、修正されまたは取り消されることが  
きる。
- (3) 第54条1のもとで移転される子どもの監護について、子どもへの面  
接を許可する第56条のもとでの命令は、自働的に
  - (a) 監護を与えられた人と命令のもとで面接を許された人との間の  
みで面接命令となり、かつ、
  - (b) 本法のもとで承認され、修正されまたは取り消されることが  
きる面接命令であることを止める。
- (4) ディレクターは第54条1項のもとでの命令のコピーを、公的監護者  
および信託受託者に送付しなければならない。

## 第6章 関連する諸命令

- 第55条 ディレクターまたは他の人により仮または1時的に監護されて  
いる子どもとの面接 (1) 継続的な監護命令または第54条1のもとでな  
された命令以外の命令が、本条のもとでなされた場合に、子どもを監護  
していた親は、子どもとの面接命令を請求することができる。
- (2) 継続的な監護命令または第50条1項のもとでなされた命令以外の命  
令がなされたのち、誰れでも裁判所に子どもとの面接命令を請求する  
ことができる。
- (3) 第2項のもとでの申立を審理するために設けられた日より少くとも  
10日前に、審理の通知が
- (a) 12才以上であるときは、子ども、
  - (b) ディレクター、
  - (c) さらに加えて
    - (i) 申立が保護者審理以前になされるときは、第34条(3)(b)および  
(e)に指摘された人、および
    - (ii) 申立が保護審理後になされるとき、第39条のもとでの通知を  
うける権利のある人

に送達されなければならない。

(4) 子どもが移転されたときに子どもを監護していた親が第1項または第2項のもとで申立をするとき、裁判所は面接が子どもの最善の利益ではないと満足する場合を除いて、親と子との面接を認める命令をしなければならない。

(5) 子どもが移転された場合に、これまで子どもを監護していた親以外の方が、第2項のもとで子どもとの面接を請求するとき、裁判所は面接が子どもの最善の利益でないと満足する場合を除いて、面接を命じることができる。

(6) 裁判所は面接命令に、本条または第56条のもとで、合理的な条件または期限を付加することができる。

**第56条 ディレクターの継続的な監護における子どもとの面接** (1) 継続的な監護命令が有効であるとき、誰れかある人は裁判所に、子どもとの面接を請求することができる。

(2) 申立の審理より少くとも10日前に、審理の通知が

- (a) 12カ月以上であれば、子ども、
- (b) ディレクター、および
- (c) 継続的な監護命令がなされている手続の当事者

に送達されなければならない。

(3) 裁判所は

- (a) 子どもの最善の利益であり
- (b) 世話のプランと合致し、かつ、
- (c) 子どもが12カ月以上であれば、子どもの希望と合致するとき、

申立人が子どもと面接することを命令することができる。

**第57条 監督、1時的監護および面接命令への変更** (1) 命令がなされて以降、事情が非常に変化したとき、いずれの当事者も裁判所に

- (a) 中間命令以外の監督命令
- (b) 1時的監護命令、または



(c) 面接命令

の変更を請求することができる。

- (2) 申立の審理のための日付は少くとも10日前に、審理の通知が、
- (a) 子どもが12才以上であれば、子ども
  - (b) ディレクター
  - (c) 命令が1時的な監護命令であり、かつ、公的監護者および信託受託者が第58条のもとで子どもの不動産の管理人として選任され、かつ
  - (d) さらに加えて
    - (i) 申立が面接命令であり、かつ、保護審理以前になされるとき、第34条(3)(b)、(d)および(e)、さらに
    - (ii) 申立が本条の(1)項に引用されるいずれかの命令であり、かつ、保護審理ののちになされるとき、第30条または第49条(3)のもとで通知をうける権利を与えられている人に送達されなければならない。
- (3) 命令がなされて以来、事情が突然に急変したと裁判所が認定するとき、裁判所は子どもの最善の利益のため、全部を変更し、かつ、他の命令を何もしないか、または命令を変更し、
- (a) 命令が第42条2、第44条または第46条のもとでなされたとき、第41条のもとで命令をする。
  - (b) その他の場合、命令が作成された審理において準備されたなんらかの命令を作成する。
- (4) 裁判所は命令がなされたのちに事情が異状に変化していないと認定するとき、裁判所は命令を確認することができる。
- (5) 本条は、事情の変更が第54条1のもとで監護の移転の申込に関連するとき、本条のもとで監護が移転されるかどうかについて、適用しない。
- 第57条1 第54条1のもとで申立がなされるとき、面接命令 (1) 第54条1のもとで監護を移転すべき申立がなされるとき、第56条のもとで子**

どもの面接の命令の一方当事者は、裁判所に面接命令の変更を請求することができる。

(2) 第1項のもとで面接命令の変更の申立の審理のために設けられた日付により少くとも10日前に、審理の通知が

- (a) 12才以上であれば、子ども、
- (b) ディレクター、
- (c) 第54条1項(1)のもとで裁判所に監護の移転を請求した各人および

(d) 第56条のもとで面接命令がなされる手続の当事者に送達されなければならない。

(3) 本節のもとでの申立により、裁判所は、それが子どもの最善の利益であれば

- (a) 現存する面接命令の条項を肯定し
- (b) 現存する面接命令の条項を変更し、または
- (c) 面接命令を取り消し、かつ、他の命令をしない。

(4) 裁判所は、本節のもとで、なにか合理的な条項または条件を付加することができる。

(5) 本条のもとで、子どもへの面接についてなされた命令は第54条2項(3)に従って有効であり、子どもの監護は第54条1項のもとで移転される。

**第58条 子どもが公共の監護者および受託者を必要とするとき** (1) 1時的監護命令がなされるとき、またはこの命令の期間中はいつでも、ディレクターは裁判所に、子どもの不動産の後見人として公的看護人および信託受託者を任命するよう請求することができる。

(2) 申立の審理のため設けられた日付より少くとも10日前に、審理の場所、日付および時間が

- (a) 公的監護受託者、
- (b) 子どもが12才以上であれば、子ども、および
- (c) 第54条のもとで通知をうける権利がある人

に送達されなければならない。

(3) 裁判所は，1時的な監護命令の全部または一部について，公的監護受託者を子どもの不動産の管理人に任命することができる。

(a) 子どもの財産的または法律的な利益が1時的な監護命令の期間中，処理されなければならない，かつ，

(b) 親が利益が子どもの利益と衝突するか，衝突しそうになるとき

(4) ディレクターは，公的監護者および受託者に本条のもとでなされたなんらかの命令のコピーを交付しなければならない。

**第59条 心理学的なまたは医学的な検査命令** (1) 申立により，裁判所は

(a) 子どもが保護を必要としているかどうかを決定し，または

(b) 子どもに関する命令をするについて，助けとなると考えるとき，親が医学的，心理学的または他の検査をうけるよう命じることができる。

(2) 申立をするための日付の少くとも2日前に，審理の時間，日付および場所が下記のように送達されなければならない。

(a) 親の検査については，親。

(b) 子どもの検査については，12才以上のときは子ども，または子どもの移動のときに明らかに監護権を有していた親。

(3) 申立人は，本条のもとでなされた命令および検査の結果の報告書の費用を支払わなければならない。

**第60条 同意命令** (1) 下記の書面による同意により，裁判所はいつでも，提出審理後に，本条で定められ，継続的監護命令を含んだ監護命令または管理命令をすることができる。

(a) ディレクター，

(b) 12才以上であるとき，子ども，

(c) 子どもの各親，

(d) 子どもが所定の期間，ディレクター以外の人の監護のもとにあるときは，その人，

(e) 子どもが原住民の子であるとき、第38条(1)(e)(c・1)または(d)の下で子どもの保護審理に関する通知をうけるか、うける権利を有している人、

(2) 本法のどの規定にもかかわらず、裁判所は本条のもとで審理なしに、審理の完了または証拠の提出について、命令をすることができるが、しかし第1項(1)(a)および(e)に指摘された以外の人々で、その人の同意が必要とされる各人が

(a) 同意に署名する前に独立の弁護士に相談するよう報告されたか、

(b) 企てられている命令に自発的に同意を与えた

ことが満足されなければならない。

(3) 裁判所は、第1項および第6項で要求されている同意を、そうすることが子どもの最善の利益であると判断するとき、免除することができる。

(4) 本条のもとで、子どもが保護を必要としているという裁判所の事実認定なしに、命令がなされることができる。

(5) 本条のもとでなされた命令に対する親の同意は、子どもを移動させるためにディレクターによって主張された原因を是認するものではない。

(6) 第1項のもとでの命令に対する親の同意は、子どもの移動のためにディレクターによって主張された原因を承認するものではない。

**第61条 休会の子どもの監護** (1) 子どもがディレクターまたは他の人の監護におかれている場合に、1時的監護命令および同命令が拡張して適用されているとき、継続的監護命令または第46条のもとでの管理命令のために

(a) 子どもは1時的監護命令のもとで、いぜんとしてディレクターまたは他の人の監護のもとにおかれ、かつ、

(b) 1時的監護命令の条件および期限は、命令が延期中に終了したとしても、裁判所が適用を終了するまで継続する。

(2) 本条は、子どもがディレクターまたは他の人の1時的な監護のもと

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

におかれる全期間について、第45条(1)または第45条(1・1)のもとの命令により定められた限界を越えて作用することはない。

(3) 管理命令を延長すべき申立の審理が延期されるとき、管理命令の条件および期間は、続いて裁判所が申立を処置するまで、管理命令が延期中に失効したとしても、引続いて適用される。

(4) 第3項は第44条の規定に従う。

**第62条 監護をディレクターから移転する命令の延期** (1) 本章または第6章のもので定められた命令は、子どもの世話および監護をディレクターから他の人に移す効果があるとき、命令は

(a) 10日間、および

(b) 10日の間に控訴が提起されたときは、控訴が審理されるまで延期される。

(2) 控訴が提起され、控訴のもとで命令がなされた手続の当事者は裁判所に対し、控訴を審理し、子どもの世話または監護は控訴のもとの命令に従って移転されるよう、請求することができる。

**第63条 監護命令の延期** (1) もし

(a) ディレクターが本法のもとで子どもの世話をするか、またはディレクターもしくは他の人が、本法のもとで作成され、かつ、強制される命令のもとで子どもを監護し、かつ、

(b) ディレクターまたは他の人は、時に応じて、世話または監護を否定されるときも、

裁判所は、申立にもとづき、警察職員が子どもの世話をし、かつ、本法にもとづいて子どもの世話または監護をする指針を与えられているディレクターまたは他の人に引き渡すよう命じることができる。

(2) 人は、警察職員が本条のもとで命令を強制するのを阻止してはならない。

## 第7条 手続および証拠

**第64条 当事者への充分な開示** (1) 請求にもとづき、本章のもとでの手続の一方当事者はディレクターを含めて、手続の他方当事者に、下記の本項を適切な方法で完全に開示しなければならない。

- (a) 当事者が請求するつもり の命令。
- (b) これら命令を請求する理由、および
- (c) 当事者の意図した証拠。

(2) 第1項のもとで開示すべき義務は、なんらかの特権の主張に従う。

(3) 証拠は、本条に従って証拠を排除すべき合理的な努力がなされなかったとき、本章のもとで審理から排除される。

**第65条 ディレクターが記録にアクセスすることを否定しているとき**

(1) ディレクターの申立によっていつでも、裁判所は個人または団体に対し、記録または記録の謄本をディレクターによる検査のために提出すべく命じることができる。

- (a) 記録が、子どもが保護を必要とするかどうかを決定するのに必要な状況を含んでいると信じる合理的な理由がある。
- (b) 個人または団体が記録を保管または管理すると信じる合理的な理由がある。
- (c) 個人または団体がディレクターに記録を提出するのを怠り、または拒否した。

(2) 申出の審理のために予定された日付の少なくとも2日前に、不利益を蒙る個人または団体に、審理の時間、日付および場所が、それによって不利益を蒙る個人または団体に通知されなければならない。

**第66条 民事的な性格の審理で、しかも非公式に** (1) 本法の下での審理は

- (a) 民事的な性格であり、かつ
- (b) 刑事事件に関する通常の裁判所の開廷時間または場所とは別の

場所および時間に行われる。

(2) 本法のもとでのいかなる命令も、審理の非形式性または事件の本案に影響しない他の技術的な理由のために取り消されることはない。

**第67条 裁判所は子どもを排除し、子どもの証拠が受理される方法を決定する** 本法のもとでの審理において、裁判所は、子どもの最善の利益を考慮し、下記の1つ以上を行うことができる。

- (a) 地方裁判所法の規定にかかわらず、子どもを法廷から排除する。
- (b) それが関連性をもつと思われる伝聞証拠を審理する。
- (c) それが公正であると考えられる子ども証言の受理に関する何か他の指示をする。

**第68条 他の人々の証言** (1) 子どもがディレクター以外の人々の監護におかれるか、返えられるべきことを命じるに先立って、裁判所は現在または過去にその人が子どもに対してとっているか、とった行為を考慮することができる。

(2) 本法の下での手続において、裁判所は証拠として

- (a) 裁判所が信頼できると考える伝聞証拠、または
- (b) 初期の民事または刑事手続中の謄本、証拠書類または事実認定を含めて、裁判所が関連性があると判断する口頭または書面による陳述書または報告書

を承認することができる。

**第69条 通知の要件を変更し、通知なしに命令をする権限** (1) 最高裁判所または地方裁判所は

- (a) 本法のもとでの通知を送達する期間を短縮するか、または満了した期間を延長するか、
- (b) 手続の通知または子どもに関する手続が当事者または他の人に送達されることに関する手続を免除することができる。

(2) 最高裁判所または地方裁判所は、保護的介入命令または抑制命令を含め、自分に不利な命令がなされた当事者または人の申立に関係なく、

命じることができる。

(3) 最高裁判所または地方裁判所は、第2項に従ってなされる命令に、裁判所が適切と考えるサービスおよび再審理に関する条項を含めることができる。

#### 第4章 世話をうける子ども

**第70条 世話をうける子どもの権利** (1) 世話をうける子どもには、下記の権利がある。

- (a) 共同体の標準に従って、食料、衣服および教育が与えられ、さらに施設内の他の子どもと同程度の世話をうける。
- (b) 彼等を世話する計画について通知をうける。
- (c) 彼等に影響を及ぼす重要な決定について、彼等の能力に従って相談をうけ、彼等の見解を表明する。
- (d) 合理的なプライバシーおよび彼等の個人的な所属、
- (e) 肉体的な処罰をうけないこと、
- (f) 彼等の監護者によって期待される行動の標準および彼等の監護者の期待にそわない結果について通知をうける、
- (g) 要求されるときに医学的および歯科的な看護をうける、
- (h) 社会的およびリクリエーション的な活動に参加する、
- (i) 宗教的な教育をうけ、彼等の選択する宗教的な活動に参加する。
- (j) 彼等の文化的遺産を維持するについて、ガイダンスおよび勇気づけをうける。
- (k) 彼等の監護または世話に影響を及ぼす決定をするについて、言語または無能力が妨げとなる時、通訳を用意する。
- (l) 第2項に従って、彼等の家族メンバーと議論をする間のプライバシー。
- (m) “子どもおよび青年職員のための事務所法”のもとで、弁護士、子どもと青年職員または子どもによって雇われたか、または青年



子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

職員との間でなされる議論の間のプライバシー。

(n) “子どもおよび青年職員のための事務所法”のもとで、子どもおよび青年職員またはオンブズマンが契約する人の手助けをする。

(o) 本法のもとで、彼等の権利および彼等の権利を強制するために利用できる手続。

(2) 第3章のもとで移動される子どもは、第1項(1)に定められた権利を、裁判所が子どもへの面接の問題を考慮する機会をもったのちに、行使することができる。

(3) 本章は監禁場にいる子どもには適用しない。

**第71条 屋外生活の準備** (1) 子どもの居住場所を決定するとき、ディレクターは子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

(2) ディレクターは、子どもを親族の許におくことを優先しなければならないが、それが子どもの最善の利益と合致しないとき、子どもを以下のようにおく。

(a) 子どもが親族および友人とコンタクトを継続できる場所に、

(b) 子どもの兄弟および姉妹のように同一の家族単位のなかに、

(c) 子どもが同一の学校へ継続して通学できる場所に、

(3) 子どもが土着の子であるとき、ディレクターは子どもを下記のように優先的に配置しなければならない。

(a) 子どもの拡大家族と共に、または子どもの土着の文化的共同作業の中に、

(b) 子どもが同じ学校へ継続して通学できる場所に。

(3) 子どもが土着の子どもであるとき、ディレクターは、子どもを下記のように優先的に配置しなければならない。

(a) 子どもの拡大家族と共に、または子どもの生活の文化的な共同体の中で、

(b) 子どもが(a)節のもとで安全に居住できなかつたとき、他の土着の家族と共に。

- (c) 子どもが(a)項または(b)項のもとで安全に居住できなかつたとき、  
第2項の規定に従い。

第72条 世話をうけている若者との合意（1999年法により廃止）

## 第5章 情報の内密性および開示

第73条 定義 本章において、“記録”とは、“報道の自由およびプライバシーの保護に関する法律”において定義された“記録”を意味し、

- (a) 1996年1月29日付の本誌のもとで作成され、かつ、  
(b) ディレクターの監護または支配のもとにある。

第74条 報道の自由およびプライバシーの保護法 本法で定められたものを除き、報道の自由およびプライバシーの保護に関する法律は、本法の下で作成された記録またはその記録中の情報には適用しない。

第75条 情報の信頼性 人は本法の下で入手した情報を下記を除いて開示してはならない。

- (a) 情報にアクセスする権利を有している人へ第76条に従って、  
(b) 第78条または第79条に従って、  
(c) [2002年 廃止]

第76条 アクセスする権利および開示に同意する権利 (1) 人は

- (a) 人に関する情報を含む記録にアクセスする権利、および  
(b) その情報の開示へ、定められた方法により同意する

権利を有している。

(2) 人は

- (a) 12才未満であり、かつ、ある個人の法律上の世話をうけている  
子どもに関する情報を含む記録にアクセスする権利を有し、かつ、  
(b) 定められた方法により、その情報を開示するのに同意する

権利を有している。

(3) 記録にアクセスし、その中の情報の開示に同意すべく与えられた権利は、第77条のもとでの開示から期待され情報の範囲を越えることはな

い。

(4) 第77条のもとで除外される情報が記録から合理的に切断されるとき、第1項および第2項において引用された人は、記録に残されている情報にアクセスし、かつ、記録に残されている情報の開示に同意する権利がある。

(5) 本条のもとで記録にアクセスすることを許された人は、下記の権利を有する。

(a) 記録を取調べ、またはそのコピーを入手すること、

(b) 記録が正確であることを要求すること。

**第77条 面接権への例外** (1) ディレクターは、第76条のもとでアクセスする権利を有する人に情報を開示することを拒否しなければならない。

(a) 開示が第三者の個人的なプライバシーを不合理に侵害するとき、または

(b) 開示が、第14条のもとで報告書を作成した人およびその開示に反対しなかった人の同一性を明らかにすると合理的に期待されるとき。

(2) ディレクターは、第76条のもとでアクセス権を有する人に、下記の場合、情報を開示するのを拒否することができる。

(a) 開示がその人または他人に情緒的な害悪を及ぼすにちがいないと信じる合理的な根拠があるとき、

(b) 開示が第16条のもとの観察または現になされているか、または予定されている刑事的な観察を危くすると合理的に期待されるとき、

(c) 観察が第16条のもとのなされている間に、情報がディレクターの提示のもとに活動していない人によって秘密のうちに提供されたか、または

(d) 情報がソリシターと依頼者間の特権に属しているとき、

(3) “情報の自由およびプライバシーの保護法” 第22条(2)または(4)は、

情報の開示が第3者の個人的なプライバシーの合理的な侵害かどうかを決定するために適用される。

**第78条 同意のもとでの開示** (1) ディレクターは、第76条のもとで記録にアクセスする権利を有する人が、定められた方法でそれが開示されることに同意するとき、本法のもとで入手した情報を開示することができる。

**第79条 同意なしの開示** ディレクターは下記の場合、誰れの同意もなしに、本法のもとで入手した情報を開示することができる。

- (a) 子どもの安全または福祉を確保するのに必要である。
- (a・1) 子ども以外の人々の安全を確保するのに必要である。
- (b) 第64条によって要求されるか、またはカナダの裁判所によって、手続の当事者とするよう要求されるとき。
- (c) “青年刑事裁判法”(カナダ)によって要求されるとき。
- (d) 立法によって要求されるとき、
- (e) 第22条の下での調停のための家族協議または他の裁判外紛争解決方法に必要なとき。
- (f) 手続において証拠を与えるとき、または証拠を与えるよう有効に強制されるとき。
- (g) [1997年 廃止]
- (h) 公的後見人および受託者が義務を履行し、法律の下で子どもの不動産の管理人としての権限を行使するのに必要なとき。
- (i) ディレクターの法定弁護人とするため。
- (j) カナダにおいて、子どもの世話人とし、彼等の世話に関する情報を作成する。
- (k) カナダにおいて作成され、本法の施行のために必要とされる。
- (l) カナダにおいて作成され、“情報の自由およびプライバシー保護法”の第35条に従って目的を調査する。

**第80条 情報の正確さ、保護および保持** (1) “情報の自由およびプラ

「プライバシーの保護に関する法律」の下記の規定は、ディレクターに適用する。

- (a) 第28条 個人情報の正確さ。
  - (b) 第30条 個人情報の保護。
  - (c) 第30条 1 保管および面接はカナダで行われなければならない。
  - (d) 第30条 2 外国よりの開示の要求に返答する義務。
  - (e) 第30条 3 密告者の保護。
  - (f) 第30条 4 許されない暴露は禁止される。
  - (g) 第31条 個人情報の保護。
  - (h) 第74条 プライバシーの保護違反。
- (2) 本条の目的のために、
- (a) “情報の自由およびプライバシーの保護に関する法律”を参照することは、本法への参照を含むもののみなされる。
  - (b) この法律において参照される“個人”には、記録に関して、それを保護し、保管するディレクターを含む。
  - (c) 本法において、“公共団体”を参照するとき、そこでは、権限、機能または義務は同じ公共団体の長に与えられておらず、記録に関していえば、記録の保護または管理をするディレクターを含んでいる。
- (3) さらに加えて、本条、第78条および第79条によって創設された必要条件および制約は、本条、第78条および第79条により
- (a) ディレクターの従業員。
  - (b) “情報の自由およびプライバシー保護法”の意味するサービス提供者およびディレクター。
  - (c) 従業員、役員、ディレクターおよび仲間（共同経営者），“情報の自由およびプライバシーの保護に関する法律”の意味での被備者、使用者、ディレクターおよび共同経営者に適用される。

## 第6章 控訴および再審理

**第81条 最高裁判所への控訴** (1) 当事者の一方は、本法のもとで、地方裁判所の命令に対し、最高裁判所に控訴することができる。

(2) 第1項のもとでの控訴を提起する時間的制約は、地方裁判所の命令の日より30日である。

(3) 控訴は

(a) 最高裁判所の登録所へ控訴の通知を提出し、

(b) 控訴状のコピーを

(i) 地方裁判所の命令がなされた手続の当事者、および

(ii) 子どもの不動産の管理人がいるときは、公共の監護者および受託者

に送付することによって行われる。

(4) 裁判所規則は第1項のもとで、本条の規定と合致する範囲において、控訴を採用する。

(5) 理由にもとずいて、裁判所はそれが適切と考える期間および条件のもとに、命令を延期することができる。

(6) 第62条のもとで控訴の命令が延期されるとき、最高裁判所は延期を継続するか、停止することができる。

(7) 控訴を審理したのち、最高裁判所は下記の1つ以上をすることができる。

(a) 地方裁判所の命令を容認する。

(b) 地方裁判所の命令を取り消す。

(c) 地方裁判所がすることができるなんらかの命令をする。

(d) 地方裁判所に再審をすべく命令する。

**第82条 控訴裁判所への上告** 控訴裁判所の許可を得て、一方当事者は、本法のもとでの控訴による最高裁判所の命令に関して生じる法律問題について、該裁判所に上告することができる。

第83条ないし第88条〔1997年に廃止〕

第89条〔2004年、廃止〕

## 第7章 行 政

**第90条 合意を作成するミイニスターの権威** 本法の目的のために、ミイニスターは以下のどれかと合意をすることができる。

(a) 土着の協同体を代表するインディアン種族または法的全体。

(a・1) ニイスガ民族またはニイスガが村落。

(b) カナダ政府もしくはカナダの州政府またはカナダ以外の管轄地域の政府もしくはこれらの政府の代表者。

(c) ある人または一群の人々。

**第91条 ディレクターの任命** (1) 規則に従い、ミイニスターは1人以上の人をディレクターとして任命することができる。

(2) 第1項のもとでの任命は、書面によらなければならない、かつ、ミイニスターが得策と考えるなんらかの条件または期限を含めることができる。

(3) 第1項の下で任命された人は、ミイニスターにより、第9章の目的のため、または他の法律の規定の目的のため、本法のもとでディレクターへの事件付託を含んでいる。

(4) 憲法第15条の規定にかかわらず、ミイニスターは、権限をディレクターに委任することはできない。

**第92条 ディレクターの委任する権限** (1) 規則に従い、ディレクターは誰れかに、または1団の人々に、本法のもとでのディレクターの権限、義務または権能の全部または一部を委託することができる。

(2) ディレクターの権限、義務または機能の委託は書面によらなければならない、かつ、ディレクターが得策と考える条件または期限を含めることができる。

**第93条 ディレクターの他の権限および義務** (1) ディレクターは下記

の1つ以上を行うことができる。

- (a) 本法の目的を促進するため、予防的、かつ、支援的なサービスを用意すること。
  - (b) 特別なニーズのもとでできる子どもの世話をする親または他の人に、
  - (c) (1999年法により廃止)
  - (d) 子どもおよび青年のための居住サービスを創設する。
  - (e) 家族の紛争を解決するのに役立つサービスを創設する。
  - (f) 地方自治体が彼等の子どもを世話し、かつ、保護する能力を強化するのを助けるサービスを創設する。
  - (g) 合意を含むが、それに限定されないで、
    - (i) ある人と居所または他のサービスのため、
    - (ii) 子どもの扶養に寄与するため、第3章のもとでの中間命令または第54条1項1の1時的監護命令により、
    - (iii) サービスの用意のためのニスガ民族、ニスガ村落、インディアン集合体または法的統一体、
    - (iv) カナダ政府、カナダの州政府またはカナダ以外の地域の政府またはこれら政府の公務員または代理人、
    - (v) 家族および子どもを保護し、かつ、扶養するサービスの計画を統合するために必要なある政府または自治体の代表者。
  - (h) サービスの発展および扶養に地方自治体の参加を促進し、かつ、勇気づけること。
- (2) ディレクターは以下の権威をうけることを許可される。
- (a) 政府または子ども福祉当局により、ディレクターに委任された権限。
  - (b) 監護している子どもまたは政府もしくは子ども福祉当局の監護のもとにある子どもに関して、
- (3) ディレクターは規則に従わなければならない。



子ども，家族および地域社会サービス法 1996年，2004年

(a) 本法のもとでディレクターが権利，義務および機能行使するのを再審理する手続を制定し，かつ，

(b) 誰れでも請求にもとづいて手続を利用できることを保証する。

**第94条 世話人との合意** ディレクターは合意により，世話人が子どもの世話，監護または保護に関する権利および責任を実行するのを許可することができる。

**第95条** [2002年廃止]

**第96条 ディレクターの通告する権利** (1) ディレクターはなんらかの通告をする権利を有している。

(a) “情報の自由とプライバシーの保護に関する法律”の中で定義された公共団体を管理またはコントロールし，さらに，

(b) ディレクターが本法の下で彼または彼女の権限を行使し，または本法のもとでの彼または彼女の義務および権利を行使することが必要である。

(2) ディレクターが第1項のもとで監護または情報について支配を与えられている公共団体は，その情報をディレクターに開示しなければならない。

(3) 本条はいかなる他の立法にもかかわらず，ソリシターと依頼者の関係にもとづく特権の主張に従う。

## 第8章 難多な規定

**第97条 扶養合意および命令** (1) 親はいぜんとして，

(a) 子どもが継続的な命令のもとで世話されている場合，

(b) 子どもが1時的監護命令のもとで親以外の人に監護されている場合，および

(c) 第12条2のもとで，ディレクターと合意した若者の扶養に寄与すべき責任がある。

(2) ディレクターは，親の世話している子どもの扶養または第1項(e)に

参照される青年の扶養について、書面による合意書を作成することができる。

(3) ディレクターは第2項のもとで、合意書を裁判所に提出することができる。

(4) 合意はファイルされるとき、家族関係法のもとでなされた扶養命令と同じ方法および基礎にもとづいて、強制され、変更され、または取り消されることができる。

(5) ディレクターの申出により、裁判所は第1項の規定の下で寄与すべき責任を負っている親に対し、子どもまたは青年の扶養料として裁判所が合理的と考える金額を、ディレクターまたは命令によって指名された人に、支払うよう命じることができる。

(6) 扶養料支払命令の申立の審理のために設けられた日の少なくとも10日前に、審理の時間、日付および場所が、命令を求められている親に送達されなければならない。

(7) 扶養料支払命令をするに当り、裁判所は下記の事項を考慮に入れなければならない。

(a) 親のニーズ、資産、能力および経済的事項。

(b) 子どもまたは青年のニーズ、資産および事情。

(c) 子どもまたは青年が彼の出所から扶養料を受け取ることができる法律上の権利。

(d) 裁判所に関連があると考えられる何か他の事情。

(8) 本条のもとでの扶養料支払命令には、

(a) 家族関係法第93条(5)に列挙された1つ以上のものを含み、かつ、

(b) 本法の下でなされる命令と同様の方法および同様の基礎にもとづいて、強制、変更または取り消される。

**第98条 禁止命令** (1) 申立にもとづいて、裁判所は、

(i) ある人が世話している子ども。

(ii) 1時的監護命令のもとである人の監護している子ども

(iii) 第12条2のもとでディレクターと合意した青年を青春へと勇気づけ、手助けしたと信じる合理的な理由が存在するとき、禁止命令をすることができる。

(2) 第1項のもとでの禁止命令において、裁判所は下記の1つ以上をすることができる。

(a) ある人に、6カ月にいたる期間、子どもまたは青年とコンタクトをとり、干渉し、子どもまたは青年が随行する土地建物に入り、車または船舶にのることを禁止する。

(b) ある人が6カ月にいたる期間、子どもまたは青年と同居すること、子どもまたは青年が居住している住居、車または船舶に立ち入ることを禁止する。

(c) ある人が(a)項または(b)項の規定に従わないとき、裁判所はその人に対し、

(i) 保証人の有無を問うことなく、裁判所が必要・合理的と判断する金額により、誓約書を出すこと、

(ii) 裁判所が必要・合理的と判断する時期および場所において、裁判所または裁判所によって指名された人への報告書を提出すること。

(3) ある人が

(a) 世話人

(b) 1時的監護命令の下で子どもを監護する人、

(c) ディレクターが第92条のもとで、ディレクターの権限、義務または機能の1部または全部を他の人、もしくは

(d) 子どもまたは青年に対する居住、教育または他の支援サービスを提供する人

を苦しめ、困らせ、またはなやませていると信じる合理的な理由が存在するとき、申立にもとづいて、裁判所は禁止命令をすることができる。

(4) 第3項のもとでの禁止命令において、裁判所は、

(a) 最長6カ月までの期間、自分の不利に命令をうけた人が、有利な命令をうけた人と契約したり、契約すべく試みることは禁止される。

(b) 裁判所が、自分に不利な命令をうけた人が(a)項のもとでなされた命令に従わないと判断するとき、その人に対し、第2項(c)に引用されたなんらかの手続をとるよう命じる。

(4・1) 禁止命令のなかに裁判所は、検査職員がその人は禁止命令に違反していたか、現に違反していると信じる合理的な理由があるとき、逮捕状なしに逮捕できる旨を含めることができる。

(4・2) 第4項の1のもとでなされる命令は、人を逮捕する目的のために居所に侵入することを許可しない。

(4・3) ディレクターの申立により、裁判所は警察職員が

(a) その人が命令に違反していたか、現に違反しており、かつ、

(b) 現に住居に住んでいる

と信じる合理的な理由が存在するとき、第4項(4)の規定に従い、かつ、必要であれば実力を用いて、逮捕状に特定された人の住居に入ることができる。

(4・4) 公務員は第4項3のもとで、令状に特定された住居に立ち入ることはできない。ただし、立ち入る直前に、公務員が、逮捕されるべき人がその住居に現存していると信じる合理的な理由があるときは、この限りでない。

(4・5) 裁判所は第4項3のもとで発行する令状の中に、住居に立ち入ることは事情のもとで合理的であると確信する文言を含めるべきである。

(4・6) 第4項1のもとでなされた命令または第4項3のもとで発行された逮捕状のもとで逮捕された人は、

(a) できる限り速やかに、かつ、可能であれば、逮捕から24時間以内に、法律に従って処理されるべく、裁判官の面前に連れていくか、もしくは

子ども，家族および地域社会サービス法 1996年，2004年

(b) 犯罪法第38条2項のもとで発行された令状のもとで逮捕されたとしても，同法第38条3項のもとで釈放されるべきである。

(5) 裁判所は禁止命令のなかに，命令を強制するために必要とされた条件または期限を含めることができる。

(6) 逮捕のために定められた日付の少なくとも2日前に，禁止命令の申立を審理する時間，日付および場所を

(a) 命令が不利になされている人，

(b) 子どもが12才以上のとき，

(c) ディレクター

に送達されなければならない。

(6・6) 逮捕令状が失効する前に，命令を請求した人，命令が不利になされた人またはディレクターは，裁判所に下記の1つ以上をするよう請求することができる。

(a) 命令を変更する。

(b) 命令に(4・1)を含める。

(c) 命令を取り消す。

(d) 命令の期間を短縮する。

(e) 命令の期間を延長する。

(7) ディレクターの陳述にもとづいて，警察職員は逮捕令状の執行に協力しなければならない。

(7・1) ディレクターまたは他の人が第1項また第3項のもとで逮捕令状を請求し，裁判所が審理の延期を命じたとき，裁判所は，

(a) 第1項または第3項に定められた目的のため，事件に応じて，  
かつ，

(b) 審理の延期から結論までの期間。

仮命令をすることができる。

(8) 本条において，“裁判所”とは，最高裁判所または地方裁判所を意味する。

第99条 最高裁判所の管轄権を制約するものは何もない。

第100条 州外の命令および合意 (1) 本条は

- (a) 他の管轄地域の裁判所によって作成された命令または
- (b) 他の管轄地域の児童福祉法のもとでの世話の合意または
- (c) 他の管轄地域の子ども福祉立法のもとでなされた世話の合意

に適用する。

(2) 他の管轄地域の裁判所または他の適切な権威により有効であると説明された命令または合意は、それらが本法と合致する範囲で、B. C. 州において、本法のもとで作られたかのように、同様の効力をもつ。

第101条 責任からの保護 誰れも、すでにしたこと、または善意でしなかつたことについて、

- (a) 本法により、または本法の下で与えられた権限、義務もしくは権能、または、
- (b) その人の利益のため、またはその人の指図により、権利、義務または権能が本法により、または本法の下で与えられた人が責任を負うことはない。

第101条 1 再審理を理由とする報復は認められない (1) 人は子どもを威嚇し、強制し、責任を免除し、または他の方法で子どもが

- (a) 第93条(3)のもとで確立された手続のもとで再審理を請求すること、または
- (b) 子どもが主体であるか、情報を提供したか、または他の方法でかかる再審理を手助けすることを許さない。

(2) 人は経済的または他の刑罰を免除し、延期し、追放し、脅迫し、強制し、追い立てまたは負わせてはならないし、さらに子ども以外の人に対して

- (a) 93条(3)のもとで確立された手段のもとで再調査が請求されたか、または
- (b) 情報を与えるか、または他の方法でかかる再調査の手助けをし

てはならない。

**第102条 犯罪および刑罰** (1) 下記のいずれかに違反する人は、罪を犯している。

- (a) 保護的介入命令,
- (b) 第55条または第56条のもとでの面接命令,
- (c) 第63条(2),
- (d) 記録の提出のための第65条のもとでの命令,
- (d・1) 第75条,
- (e) 監禁命令,
- (f) 第101条 1 (1)または(2),

(1・1) 約束の中でのべられた条件に従わない人は、明らかに第28条(3・1)または第98条(4・6)(b)以下で、罪を犯している。

(2) 第1項(1)(a)または(e)に違反する人は、25,000ドルを越えない罰金または24カ月を越えない拘禁または両者に処せられる。

(2・1) 第1項(b)(c)(d)(d・1)または(f)もしくは(1・1)のもとでの罪を犯した人は10,000ドルを越えない罰金または6カ月を越えない拘禁または両者に処せられる。

(3) 犯罪法の第5条は本法に適用しない。

**第103条 規則を制定する権限** (1) 委員会における副知事は、通訳法の第41条によって許可された規則を以下のように制定することができる。

(2) 第1項の規定を制限することなく、委員会における副知事は、下記のとおり、規則を制定することができる。

- (a) 家族協議会調整者の機能の規定。
- (b) 家族協議会および調停に関して,
- (c) 第12・2条および第12・3条のもとでの合意の支配。
- (d) 本法のもとでなされた合意に含まれるべき条件および期限の規定。
- (e) 自立のための世話および計画の内容および準備に関して,

- (f) 提案審議のための原住民組織の規定。
  - (g) ニイスガ・ソイシムス政府の代表者の名前または地位による指定、第3条の下で通知をうける権利のあるインディアン集合体および土着の集団。
  - (h) 寄託扶養家庭および居住サービスに関して、
  - (i) [1997年 廃止]
  - (j) [1997年 廃止]
  - (k) [1997年 廃止]
  - (l) [1997年 廃止]
  - (m) [2004年 廃止]
  - (n) [2004年 廃止]
  - (o) [2004年 廃止]
  - (p) ディレクターの辞任のための要件およびディレクターが満たすべき要件に関して
  - (q) ディレクターの権限、義務および機能に関して、ミイニイスターがディレクターの有する権限を他に委任することを制約する。
  - (r) 第93条(3)の下での支配的な見解。
  - (s) 本稿で使用されているが、定義されていない言葉または表現を定義する。
  - (t) 第105条ないし第106条に規定されていない事項に関しており、しかも開始された手続について、前法の適用から規則正しく移行するのに必要である。
  - (u) [1996年 廃止]
- (3) [1996年 廃止]

**第104条 共同生活体の裁判所 委員会における副総督は、規約を制度することができる。**

- (a) 小規模の予備計画として、B. C. 州の指定された場所に、裁判所を建築し、本法の下で裁判所がその場所で活動できるようにす



子ども，家族および地域社会サービス法 1996年，2004年

る。

(b) 裁判所の権限，義務，機能および手続規則，判決の効力を定める。

(c) Tribunal がこの法律のもとで court に代わって行動するのに必要な範囲についての例外を修正し，または作り出すこと。

## 第9章 規定の移動

**第105条 前法からの移転—通則** (1) 本法の第101条から108条の規定に従い，かつ，解釈法の第103条(2)(1)，第35条および第36条(1)の下で作られた規則が前法を廃止し，本法がそれに置き替えられた。

**第106条 前法のもとで開始された手続** (1) 前法の第1条の“保護される必要のある”との定義は，本法の規定が子どもに関して適用される限り，引続き本法の下で理解される子どもに適用される。

(2) 子どもが前法の第9条(1)の下で逮捕されたが，同法の廃止前に第11条(1)のもとで，1行の報告書も提出されなかったとき，本法の第13条が，あたかも子どもが本法の第30条のもとで移動したかのように，適用される。

(3) 報告書が前法の第11条のもとで裁判所に提出されたが，しかし同法の廃止以前にいかなる命令もなされなかったとき，

(a) 同法のもとで命令がなされるまで，前法の第11条が引き続き子どもに適用され，かつ，

(b) 本法の規定が子どもに関する爾後の手続に適用される。

(4) 前法の第12条のもとで，子どもが保護を必要としているかどうかを決定するための審議が開始されたが，前法が廃止される前に，第13条(1)のもとで命令がなされなかったとき，

(a) 前法の第12条および第13条(1)から(3)の規定は，命令がなされるまで，引続いて子どもに関して適用される。

(5) 前法の第14条のもとでの命令が申し立てられたが，同法の廃止前に

命令がなされなかったとき、

(a) 前法の第14条が引続いて子どもに関して、申立が処理されるまで適用される。

(b) 本法の諸規定が子どもに関する爾後の手続に適用される。

(6) 前法のもとで“家族および子どもの管理者”によって開始された手続は、本法の目的のためにミイニスターによって指示されたディレクターの名前の下に、引続いて行われる。

(7) 本法の第64条は、前法の規定の下での手続のため、本条のもとに継続される。

**第107条** 前法のもとで作成された命令 (1) 本条の規定は、

(a) 1996年1月29日現在で有効であった命令であり、かつ、前法が廃止される以前に前法の下で作成され、かつ、

(b) 本法の第106条の作用により、同法の廃止後に前法のもとで作成された命令に適用する。

(2) 左の欄に引用された前法の規定の下で作成された命令は、右の欄の本法の規定の下でなされたものとみなされる。

前 法	本 法
第11条(2)(a)	第35条(2)(c)
第11条(2)(b)	第35条(2)(c)
第11条(2)(c)	第35条(2)(a)
第13条(1)(a)	第41条(1)(a)
第13条(1)(b)	第41条(1)(a)
第13条(1)(c)	第41条(1)(c)
第13条(1)(d)	第41条(1)(d)
第13条(1)(e) and (3)	第55条
第13条(4)	第97条
第13条(5)	第58条
第14条	第49条

子ども、家族および地域社会サービス法 1996年、2004年

(3) 前法の第11条(a)(d)のもとでなされた命令は、本法の第41条(1)(d)の下でなされたものとみなされる。ただし、

(a) 1996年1月29日に命令がなされた日から6月を経過したか、または

(b) 命令の適用が廃止されなかった場合は、この限りでなく、かつ、いずれの場合でも、命令は本法の第49条のもとでなされたものとみなされる。

(4) 前法のもとで“家族および子どもサービス管理者”になされた命令を参照することは、本条の目的のために、ミイニイスターによって指定されたディレクターへの照会とみなされる。

(5) 本法の第43条における時間的制約は、前法によってなされた命令に関しては、適用されない。

(6) 本法の第54条のもとで、土着の子どもに関する命令の取消の申立がなされ、かつ、それが本条の下で監護命令の継続とみなされる時、申立の通知は、子どもが本法のもとですでに移動されていたとき、前法第49条(2)(c)(c.1)または(d)のもとで通知をうける権利を有していた人に送達されなければならない。

(7) 第6項に言及された人が第54条のもとで審理に出頭するとき、その人は当事者となる権利がある。

**第108条** 前法のもとでなされた合意または子どもの父系および扶養料

(1) 前法のもとでなされた合意は、本法のもとで更新される。

(2) 扶養料の支払いに関する規定を含む前法の第4条または第5条のもとでなされた合意は、本法の第77条のもとでなされたものとみなされる。

(3) 前法または“子ども、父性および扶養法”(1979年、B.C.州法第49条・第20条)のもとでなされた合意への参照は、本条の目的のためにミイニイスターによって指名されたディレクターへの参照とみなされる。